

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の
審査運用の実態および審査基準・審査マニュアル
に関する調査研究 報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

G. クウェート

1. 概要及び基礎情報

1.1. 基礎情報¹

1.1.1. 一般事情

(1) 面積

17,818 平方キロメートル（四国とほぼ同じ）

(2) 人口

428 万人（内クウェート人 131 万人）（2016 年、クウェート市民調査局）

(3) 首都

クウェート

(4) 民族

アラブ人

(5) 言語

アラビア語

(6) 宗教

イスラム教

1.1.2. 経済

(1) 主要産業

石油 原油確認埋蔵量 1,015 億バレル、世界第 7 位 可採年数 89 年（2014 年、BP 統計）

石油生産量 312 万 B/D（2014 年）（2014 年、BP 統計）

(2) GDP（名目）

約 1,726 億ドル（2014 年、IMF）

(3) 1 人当たり GDP

約 43,200 ドル（2014 年、IMF）

(4) 総貿易額（2014 年、クウェート中央統計局）

輸出：1,008 億ドル

輸入：310 億ドル

(5) 主要貿易品目

- ・ 輸出：石油、石油製品、肥料
- ・ 輸入：食料品、建設資材、車両及び部品、衣類

¹ 基礎情報は、外務省ウェブサイト「国・地域：クウェート」のデータを参照した。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kuwait/data.html#section1>（最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日）

- (6) 主要貿易相手国
 - ・ 輸出：韓国、インド、日本、米国、中国（2014年IMF）
 - ・ 輸入：中国、米国、サウジアラビア、日本、独（2014年IMF）
- (7) 通貨
 - クウェート・ディナール（KD）
- (8) 為替レート
 - 1KD=3.52米ドル（2014年平均、クウェート中央銀行）

1.1.3. 経済関係

- (1) 貿易額（2014年、財務省貿易統計）
 - ・ 対日輸出：1兆1,151億円
 - ・ 対日輸入：2,073億円

1.2. 産業財産制度の概要

1.2.1. 法令等整備状況²

1.2.1.1. 加盟している産業財産権に関する主な条約

クウェートでは産業財産権に関する以下の条約に加盟している。

- ・ パリ条約
- ・ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・ 特許協力条約（PCT）

1.2.1.2. 産業財産に関する法律・規則

クウェートには特許法、意匠法があるが、クウェート商工省特許・商標局は十分に機能しておらず、特許出願の受理を行っていないとの情報がある³。したがって、特許公報も特許査定も行われていない。

意匠の出願は受け付けられているが、適切な公開、査定は行われていない。

クウェートへの特許・意匠の出願はGCC特許庁が対応している。

ただし、クウェート商工省特許・商標局は、商標の審査、公開、査定を行っている。

商標法はGCC商標法が適用される。

商標規則はGCC商標規則が適用される。

1.2.2. 管轄官庁及び人的体制

本調査では情報が得られなかった。

² 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³ GCC商標法、GCC商標施行規則は、「JETRO中東知的財産に関する情報」（https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/ip.html（最終アクセス日：2017年3月3日））を参照し、AIPPIで仮訳した。

1.3. 産業財産制度の基礎情報（統計情報）

1.3.1. 産業財産権の出願・登録件数

(1) 特許、実用新案、意匠、商標の出願件数と登録件数⁴

	年	特許	実用新案	意匠	商標
出願件数	2011	—	—	—	—
	2012	—	—	—	—
	2013	—	—	—	—
	2014	—	—	—	—
	2015	228	—	310	13,051
登録件数	2011	—	—	—	—
	2012	—	—	—	—
	2013	—	—	—	—
	2014	—	—	—	—
	2015	—	—	—	7,670

(2) 特許、実用新案、意匠、商標の国籍別の出願件数（上位 5 か国）

本調査では情報が得られなかった。

(3) 特許、実用新案、意匠、商標の国籍別の登録件数（上位 5 か国）

本調査では情報が得られなかった。

(4) 特許、実用新案、意匠、商標の分類別の出願件数（上位 5 分類）

本調査では情報が得られなかった。

(5) 特許、実用新案、意匠、商標の分類別の登録件数（上位 5 分類）

本調査では情報が得られなかった。

(6) 特許、実用新案、意匠、商標の出願人名別の上位 5 名の出願件数

本調査では情報が得られなかった。

⁴ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した
（最終アクセス日：2017 年 3 月 1 日）。

1.3.2. 審査に係る期間

本調査では情報が得られなかった。

1.3.3. 行政訴訟及び民事訴訟の統計（判例等）

本調査では情報が得られなかった。

1.4. 産業財産制度の動向

1.4.1. 知的財産に関する政策・戦略

本調査では情報が得られなかった。

1.4.2. 知的財産に関する運用（品質管理、審査官の育成、知的財産の利用促進等）

本調査では情報が得られなかった。

1.4.3. その他（国際協力、模倣品対策等）

本調査では情報が得られなかった。

2. 特許

クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がカバーしている⁵。

3. 実用新案

クウェートに実用新案制度はない⁶。

4. 意匠

クウェートの意匠制度は、事実上運用されていない⁷。

⁵ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁶ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁷ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

5. 商標

5.1. 商標制度の枠組み⁸

5.1.1. 保護対象

クウェートは GCC 商標法を商標法⁹（以下、「法」と表記する）として、また、GCC 商標規則を商標規則¹⁰（以下、「規則」と表記する）として自国に適用している。

商標法の保護対象は、登録要件を満たし、名称、言葉、署名、文字、記号、数字、住所、印、図面、絵画、彫刻、包装、写真の要素、形、色彩の混合若しくはそれらを組み合わせたものからなる自己の製品又はサービスに用いられる商標である（法第 2 条）。なお、当該商標には音又は匂いも含まれる。

法第 2 条

商標：商標とは、識別性のある形態を備えた名称、語句、署名、文字、数字、図形、ロゴ、称号、ホールマーク、紋章、絵画、証印、彫刻、包装、若しくはその他の標章又は標章の組み合わせであって、ある事業（facility）又はその他の事業の商品、製品又は役務を識別する目的あるいは役務の提供又は商品若しくは役務の検査管理（control of inspection）を示す目的で使用され、又は使用が意図されているものを意味する。

音又は匂いは商標の一部とみなされる。

5.1.2. 権利の存続期間

商標登録の保護期間は 10 年であり、10 年ごとの更新が可能である（法第 20 条）。

法第 20 条

1. 商標登録による保護期間は 10 年とする。商標の所有者は、本法と施行規則に定める条件に従って、有効な登録期間の最終年の間に商標登録の更新を申請することで、10 年間ずつ当該保護の継続を確保できる。
2. 商標の所有者は、登録の満了後 6 カ月以内に登録商標の登録を更新する権利を有する。
3. 商標の所有者が登録期間の満了後 6 カ月以内に更新を申請しない場合、所管官庁は自主的に、登録簿から当該商標を削除する。
4. 商標登録の更新は、更なる審査を受けることなく有効となり、かつ、かかる更新に対する第三者の異議申し立てを認めることなく本法の施行規則に定める公告方法で公告される。

⁸ 本調査研究の質問票調査、ヒアリング調査の回答に基づく

⁹ 現地法律事務所の英文（仮訳）を AIPPI で日本語仮訳とした。

¹⁰ 現地法律事務所の英文（仮訳）を AIPPI で日本語仮訳とした。

5.1.3. 権利の効力

商標権の効力範囲については、法第 40 条で規定されている。

法第 40 条

1. 本法の規定に定めるいずれかの権利が侵害された場合又はかかる権利に対する急迫の侵害を防止する目的で、商標の所有者は、以下のものを含む適切な予防措置の実施に関して、紛争の源泉 (origin of dispute) に係る管轄裁判所から申立てに対する命令を得ることができる。
 - a) 被疑侵害、当該侵害行為の対象である商品、侵害行為において使用された又は使用される可能性のある資料、道具及び設備に関する詳細な説明の実施、並びに関連する証拠の保持
 - b) 前項に規定するもの及び被疑侵害による収益の差し押さえ
 - c) 被疑侵害の対象である商品（税関通過許可直後の輸入品を含む）の商業チャネルへの参入防止及びその輸出防止
 - d) 侵害の停止又は防止
2. 裁判所は、申立人に権利の侵害の発生又は急迫の侵害を証明する証拠を提出させ、かつ、所管官庁が該当する商品を特定するための予防措置を実施できるよう申立人に十分な情報を提出させることができる。
3. 裁判所は、例外と認める場合を除き、申立日から 10 日以内に当該申立てに関する判断を下す。
4. 裁判所は、必要であれば、命令の発行遅延が原告に対して回復不能の損害を生ずる可能性がある場合又は証拠の消滅若しくは隠滅の恐れがある場合には、申立人の請求に応じて、相手方当事者を召喚せずに、命令を発することができる。この場合、相手方当事者は命令の発行後直ちに遅滞なく当該事項に関する通知を受け、必要な場合には、相手方当事者は命令の実施後、直接通知を受けることができる。
5. 裁判所が、相手方当事者を召喚することなく予防措置をとるよう命令した場合、当該事項に関する通知を受けた被告は、当該通知日から 20 日以内に管轄裁判所に上訴することができ、当該管轄裁判所は命令の支持、修正又は取消しを行うことができる。
6. 裁判所は、申立人に被告の保護及び権利乱用の防止に十分かつ適切な保証金又は同等の保証を提供させることができ、適切な保証金又は同等の保証の額は、上記の予防措置の請求を不合理にやめる結果を導く限りにおいて高額とされないものとする。
7. 商標の所有者は、場合に応じて、予防措置をとることの命令の発行日又は本条第 5 項に定める上訴の棄却の通知を受けた日から 20 日以内に紛争の源泉について請求を行うことができる。商標の所有者が当該請求を行わない場合、この命令は被告の請求に応じて取り消される。

5.1.4. 優先権

規則第 5 条に規定されており、基礎出願から 6 月である。

規則第 5 条

a. 商標登録の出願人又はその相続人が、湾岸協力会議加盟国が加盟している多国間国際条約の加盟国である国においてされた先行出願に基づいて優先権を取得することを望む場合、当該出願人は、優先権の根拠とする登録出願日から 6 カ月以内に、先行出願の写しと共に先行出願の日付、番号及びかかる出願がされた国を明らかにする確認書、並びに先行出願のされた国の発行した出願日を明らかにする証明書、先行出願の写し及びそのアラビア語の翻訳文を、出願に同封するものとする。

出願人が当該書類を同封しない場合、優先権を請求する権利は消滅する。

b. 優先権書類の原本は、登録出願の提出日から 3 カ月以内に添付することができる。

5.1.5. 新規性喪失の例外

新規性喪失の例外は、商標法では規定されていない。

5.1.6. 登録要件

法第 3 条に登録されない要件が規定されており、識別性が求められる。

法第 3 条¹¹

次のいずれも商標又はその一部とはみなされず、また、次のいずれも商標又はその一部として登録することはできない。

1. 識別性を欠く商標、慣行又は見慣れた図面若しくは普通の製品の写真が使用される製品及びサービスについて通常言及されるものに限定されているデータから構成される商標
2. 公序良俗に反する表現、図面又は商標
3. 公のスローガン、旗、軍の記章、名誉記章、圏内及び外国のメダル、硬貨、紙幣、又は、国、外国、アラブ、国際機関、若しくは、それらの機関のその他の記号、又は、それらの模倣
4. 赤新月社若しくは赤十字社の記号、又は、その他の類似の記号、及び、それらの模倣
5. 厳に宗教的記号と同一又は類似する商標
6. 地理的名称及びデータ。その使用が、製品又はサービスの出所又は原産地について混同を招きかねない場合
7. 第三者の名前、あだ名又はロゴ。ただし、当該第三者又はその承継人がその使用について事前に承諾している場合はこの限りではない。
8. 登録出願人が、法律により受ける資格がない名誉称号又は科学的称号の記載
9. 製品又はサービスの原産地若しくは出所又はそれらに関するその他の説明について公衆を惑わすか、それに関する不実表示を伴う商標、及び、虚偽、模倣又は、偽造し

¹¹ 模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書「模倣対策マニュアル中東編」
<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/middleeast1.pdf>

た商号

10. 担当官庁の決定従って、取引が禁じられている自然人又は法人が所有する商標
11. 同一の製品若しくはサービス又は類似の製品若しくはサービスに係る第三者名義で既に出願又は登録されている他の商標と同一又は類似の商標であって、当該登録出願された商標の使用が、当該商標が、登録済みの商標の所有者の製品又はサービスと関連しているという印象を生み出す可能性があるか、又は、かかる所有者の利益に損害をもたらす可能性があるもの
12. ある商標が、何らかの製品又はサービスに関連して登録された場合、以前の商標によって識別されていた製品又はサービスの価値を減じる可能性があるもの
13. 既知の商標又は他の登録済みの商標の変形に過ぎないものと考えられる商標で、それを登録した場合、類似の商標又は製品によって識別されている製品又はサービスとの関連で、消費者に混同をもたらしかねないもの
14. 次の用語又は表現を含んでいる商標。フランチャイズ、又は、「フランチャイズ加盟店」、登録済み、『登録中』、著作権、又は、他の類似の用語及び表現
15. 以下の単語又は表現を含む標章。特権 (Concession)、特権的 (Concessionaire)、登録済 (Registered)、登録図面 (Registered Drawing)、著作権 (Copyright) 又はその他の類似の単語若しくは表現。

5.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない。

5.1.8. 出願公開制度

出願公開制度はないが、審査の手続きを経た商標は公告され、異議申立てが受け付けられる（後述、異議申立てに関する制度、参照）。

5.1.9. 審査請求制度

審査請求制度はない。

5.1.10. 秘密保持に関する制度

商標登録について秘密保持に関する制度はない。

5.1.11. 分割に関する制度

分割に関する制度はない。

5.1.12. 出願の変更に関する制度

出願の変更に関する制度はない。

5.1.13. 異議申立てに関する制度

法第 14 条に規定があり、付与前の公告から 60 日以内の異議申立てが可能である。

法第 14 条

1. 所管官庁は、商標登録を承認した場合、登録出願人の費用負担で、その登録前に本法の施行規則に定める公告方法で公告するものとする。
2. 利害関係人は、公告日から 60 日以内に、商標の登録に異議を申し立てることができる。当該異議申立ては書面により所管官庁に提出する。所管官庁は、当該異議申立ての受理後 30 日以内に、登録出願人にその出願に対する異議申立書の写しを送付し、通知するものとする。登録出が人は通知日から 60 日以内に書面により異議申立てに対する応答をするものとする。当該応答書が当該期間以内に提出されない場合、出願人はその請求を譲渡したものとみなされる。

5.1.14. 審判制度

(1) 査定不服審判制度¹²

規則第 7 条に規定があり、拒絶査定の通知から 60 日以内に、拒絶査定に対する不服を不服委員会（Grievance Committee）に対して申し立てることができる。

規則第 7 条

所管官庁が商標登録出願を拒絶又は条件付で保留する場合、出願人又はその代理人は当該拒絶が通知された日から 60 日以内に、不服申立委員会に当該拒絶に対する異議を申し立てることができる。

さらに、規則第 9 条に規定があり、不服委員会の決定に不服のあるものは、決定の通知から 60 日以内に管轄裁判所に上訴することができる。

規則第 9 条

不服申立委員会による決定は、書面により又は電子的に、その決定日から 30 日以内に申立人に通知されるものとし、当該申立人は、当該決定の通知日から 60 日以内に管轄裁判所に当該決定に対する異議を申し立てることができる。

(2) 無効審判制度

法第 7 条に規定があり、登録された商標の名義人より前に当該商標を使用していた者は、管轄裁判所に当該登録の取り消しを請求することができる。

法第 7 条

(1. 省略)

2. 商標を登録し、かつ、当該商標の先使用権を有する者は、登録日から 5 年以内に当該登録の取消を管轄裁判所に請求することができる。ただし、当該商標の使用が当該商標を自己の名義で登録した者により明示的又は黙示的に認められていることが証明

¹² 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく情報によると Law No. (13) of 2015 の第 3 条に規定があるとされるが、本法律は入手できなかった。

されている場合を除く。

(3) 訂正審判制度

法第 19 条に規定があり、当局に訂正を申し立てることにより訂正できる可能性がある。

法第 19 条¹³

管轄当局は、見落とされている可能性のあるデータを登録簿に登録することができ、同様に虚偽であると判明した情報、または正式に登録されていない情報を修正または抹消することがある。

関係者は、管轄裁判所に対し、所管官庁が行う関連する手続を訴えることができる。

また、規則第 16 条に規定があり、登録された商標の登録情報の訂正、対象商品の削除などが可能である。

規則第 16 条

既に登録されている商標の権利者は、規定の料金の支払いの後、専用の様式に従って、以下の商標登録簿の情報を訂正することができる：

1. 商標の所有者の名前、住所、職業または国籍、法人の場合は、その名称と住所、の変更がすべて記録される。
2. マークが登録されているいくつかの商品と役務を削除すること。
3. 代理人の名前及び／又は住所を変更すること。

5.2. 審査基準・審査ガイドライン¹⁴

審査基準・審査ガイドラインは存在しない。

¹³ 本条に関しては AGIP 提供の条文 (http://www.agip.com/UploadFiles/Laws/Kuwait/GCC-Trademark-Law_English1.pdf、最終アクセス日：2017.03.02) を参考に AIPPI 仮訳を行った。

¹⁴ 本調査研究の質問票調査、ヒアリング調査の回答に基づく

5.3. 審査業務¹⁵

5.3.1. 出願から登録までの流れ

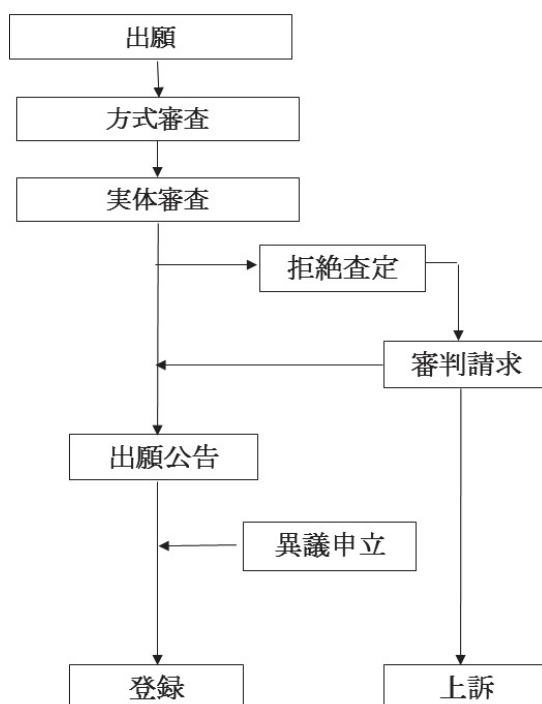


図 KW-1 出願から登録査定までの流れ¹⁶

5.3.2. 使用分類

ニース分類（第8版）を採用。

ただしアルコール飲料に関するニース分類の第33類はすべて削除され、ニース分類の第32類におけるビール、エール及びポーターについては登録することができない。豚肉及びその製品に関する第29類の商標も登録することができない。クウェートにおいては現在、サービスマークが登録可能であり、ニース分類の第35類から第45類が適用される¹⁷。

5.3.3. 出願に用いる言語

規則第4条に規定があり、アラビア語での出願が求められる。

規則第4条

商標登録出願には以下のものを添付する。

1. 登録出願に記載された標章の形式と同一の商標の写真4枚

¹⁵ 本調査研究の質問票調査、ヒアリング調査の回答に基づく

¹⁶ GCC 商標法に基づいて作成。

¹⁷ AIPPI 「外国出願マニュアル No.154」

2. 代理出願の場合、委任状の写し及び比較するためのその原本を提出するものとし、当該原本は正式に証明され、かつ、アラビア語に翻訳されるものとする。
3. 職業又は事業の実施を証明する書類
4. 出願料の納付を証明する書類
5. 登録する標章が、外国後で記述された語句を含む場合、登録出願人はその発音方法を含む当該語句のアラビア語への公認翻訳を提出するものとする。
6. 音商標は、楽譜又は明細書により出願するものとする。
7. 匂い商標は明細書に基づき出願するものとする。

また、パリ条約に基づく優先権を主張する場合、規則第5条に規定があり、優先権書類の認証謄本と、その英語とアラビア語の翻訳を、優先権を主張している先の出願の日から6月以内に提出することが求められる。

規則第5条

a. 商標登録の出願人又はその相続人が、湾岸協力会議加盟国が加盟している多国間国際条約の加盟国である国においてされた先行出願に基づいて優先権を取得することを望む場合、当該出願人は、優先権の根拠とする登録出願日から6カ月以内に、先行出願の写しと共に先行出願の日付、番号及びかかる出願がされた国を明らかにする確認書、並びに先行出願のされた国の発行した出願日を明らかにする証明書、先行出願の写し及びそのアラビア語の翻訳文を、出願に同封するものとする。

出願人が当該書類を同封しない場合、優先権を請求する権利は消滅する。

b. 優先権書類の原本は、登録出願の提出日から3カ月以内に添付することができる。

5.3.4. 出願日の認定と出願書類

規則第2条～第4条に規定があり、願書、出願料金、委任状（あれば）の提出された日が出願日となる。

規則第2条

商標の出願は、この目的のために指定された特別な書式によって、関係者で国内に住所を持っているか、あるいは、局に定義された商標代理人として登録され、その国に住所を持つ代理人により、局に提出しなければならない。

単一出願は、1クラスのみ商標の登録に限定されるものとする。ただし、単一出願は、局の承認を条件として、各国の公共秩序を損なうことなく、改正された商品・サービスの国際分類（ニース分類）に従い、複数のクラスに対して申請できる。

規則第3条

商標登録出願は以下の情報を記載する。

1. 登録する商標の写真
2. 登録出願人の氏名、居所及び国籍。登録出願人が法人の場合、その名称及び住所を記

載するものとする。

3. 登録する商標の正確な説明
4. 商標登録を求める商品又は役務及びその分類
5. (該当する場合には) 優先権番号及び優先日、並びに先行出願がされた国
6. 登録出願人又はその委任代理人の署名、並びに法人が出願した場合にはその署名権者が書類に署名するものとし、代理人が出願した場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

規則第4条

商標登録出願には以下のものを添付する。

1. 登録出願に記載された標章の形式と同一の商標の写真4枚
2. 代理出願の場合、委任状の写し及び比較するためのその原本を提出するものとし、当該原本は正式に証明され、かつ、アラビア語に翻訳されるものとする。
3. 職業又は事業の実施を証明する書類
4. 出願料の納付を証明する書類
5. 登録する標章が、外国後で記述された語句を含む場合、登録出願人はその発音方法を含む当該語句のアラビア語への公認翻訳を提出するものとする。
6. 音商標は、楽譜又は明細書により出願するものとする。
7. 匂い商標は明細書に基づき出願するものとする。

なお、出願書類として以下のものが要求される¹⁸。

・登録願書

出願人若しくは代理人が署名した所定の様式の願書、次を記載する：出願人のフルネーム、職業、事業の種類、国籍、商号並びに住所、及び代理人の氏名並びに住所。出願人が法人であれば、法人の名称、商号、本店及び法人の目的を記述しなければならない。登録を求める商品若しくはサービスのリストも記述しなければならない。通常であれば出願は、その基礎となる登録証に記載された商品若しくはサービスに限定した場合に限り可能である。

・商標見本

商標の印刷物 12 通、最大寸法は 5cm×5cm が望ましい。公告手数料は印刷のサイズによって異なる。印刷物は、本国登録証又は他の外国の基本登録証に示された商標と正確に一致していなければならない。

・本国登録証

保護期間及び登録対象である商品若しくはサービスを明確に示す、対応する本国登録証の証明付謄本。本国登録が存在しない場合には、商標が本国登録されていないことを証明する認証済の証明書、たとえば商標が本国登録されていないことを示す正式の調査報告書(これに関して、本国の商標登録官がクウェートの登録官に宛てた同目的の書簡も認められ

¹⁸ AIPPI「外国出願マニュアル No.154」

る)、又は出願人の業務執行担当役員が作成した宣誓書であって本国商標登録が存在しないことを出願人が陳述し、公証人の面前で宣誓してクウェート領事が認証したもの、又は本国における商標登録出願の証明付謄本を提出することができる。証明書が英語若しくはアラビア語によるものでなければ、英語若しくはアラビア語による宣誓付翻訳文を提出すべきである。証明書に示す商標の表現物が印刷物形式でなければ、これを発行した当局の印章が捺印されていなければならない。証明書に保護期間が記載されていなければ、証明書を発行した当局が発行した保護期間についての証拠を提出しなければならない。上述した証拠は認証を受けなければならない。クウェートにおける出願は、対応する外国登録の証明書と正確に一致しているべきである。

・委任状

クウェートに居住しない出願人はクウェートの代理人を選任しなければならない。出願人が署名し、クウェート領事又はクウェート領事がいなければ他の GCC 加盟国若しくはアラブ諸国の領事認証を受ける。出願人が署名した、同一出願人の出願すべてに有効な包括委任状も認められる。

また、オンラインでの出願は受け付けられていない¹⁹。

5.3.5. 審査の手順

出願の方式要件が整っていることを確認したのち、法第 3 条に規定される標章が含まれないことを確認する実体審査が行われる。

法第 3 条²⁰

次のいずれも商標又はその一部とはみなされず、また、次のいずれも商標又はその一部として登録することはできない。

1. 識別性を欠く商標、慣行又は見慣れた図面若しくは普通の製品の写真が使用される製品及びサービスについて通常言及されるものに限定されているデータから構成される商標
2. 公序良俗に反する表現、図面又は商標
3. 公のスローガン、旗、軍の記章、名誉記章、圏内及び外国のメダル、硬貨、紙幣、又は、国、外国、アラブ、国際機関、若しくは、それらの機関のその他の記号、又は、それらの模倣
4. 赤新月社若しくは赤十字社の記号、又は、その他の類似の記号、及び、それらの模倣
5. 厳に宗教的記号と同一又は類似する商標
6. 地理的名称及びデータ。その使用が、製品又はサービスの出所又は原産地について混同を招きかねない場合
7. 第三者の名前、あだ名又はロゴ。ただし、当該第三者又はその承継人がその使用につ

¹⁹ AIPPI 「外国出願マニュアル No.154」

²⁰ 模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書「模倣対策マニュアル中東編」
<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/middleeast1.pdf>

いて事前に承諾している場合はこの限りではない。

8. 登録出願人が、法律により受ける資格がない名誉称号又は科学的称号の記載
9. 製品又はサービスの原産地若しくは出所又はそれらに関するその他の説明について公衆を惑わすか、それに関する不実表示を伴う商標、及び、虚偽、模倣又は、偽造した商号
10. 担当官庁の決定従って、取引が禁じられている自然人又は法人が所有する商標
11. 同一の製品若しくはサービス又は類似の製品若しくはサービスに係る第三者名義で既に出願又は登録されている他の商標と同一又は類似の商標であって、当該登録出願された商標の使用が、当該商標が、登録済みの商標の所有者の製品又はサービスと関連しているという印象を生み出す可能性があるか、又は、かかる所有者の利益に損害をもたらす可能性があるもの
12. ある商標が、何らかの製品又はサービスに関連して登録された場合、以前の商標によって識別されていた製品又はサービスの価値を減じる可能性があるもの
13. 既知の商標又は他の登録済みの商標の変形に過ぎないものと考えられる商標で、それを登録した場合、類似の商標又は製品によって識別されている製品又はサービスとの関連で、消費者に混同をもたらしかねないもの
14. 次の用語又は表現を含んでいる商標。フランチャイズ、又は、「フランチャイズ加盟店」、登録済み、『登録中』、著作権、又は、他の類似の用語及び表現
15. 以下の単語又は表現を含む標章。特権 (Concession)、特権的 (Concessionaire)、登録済 (Registered)、登録図面(Registered Drawing)、著作権 (Copyright) 又はその他の類似の単語若しくは表現。

また、早期審査の制度はない²¹。

5.3.6. 審査結果の通知及び応答

規則第 6 条に規定があり、出願から 90 日以内に審査結果が通知され、拒絶の場合、通知から 90 日以内の応答が求められる。

規則第 6 条

所管官庁は、出願日から 90 日以内に、本法及び施行規則に定める条件を満たしている場合には登録の承認又は拒絶のいずれかにより、登録出願に関する決定を下すものとする。所管官庁は、書面又は電子的に、出願人にその決定を通知するものとする。

所管官庁は、通知日から 90 日以内に、出願人に条件の履行若しくは文書の提出又は登録出願に関する必要な補正を行うよう要請することができる。当該要請に応じない場合、当該出願は放棄されたものとみなされる。

²¹ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

5.3.7. 出願・登録手数料²²

	USD ²³
出願公式手数料、1 件につき (公告手数料を含む)	1,026.48
出願手数料	149.00
公告手数料	82.78
登録手数料	794.70

²² AGIP ウェブサイト (http://www.agip.com/Agip_country_charges3.aspx?country_key=2&service_key=T) (最終アクセス日 2017.02.28)

²³ 為替レート 112JPY/USD (2017.02.27)

N. 概括表 基礎情報 (2016年12月時点)

	加盟している主な条約						産業財産に関する法律・規則				審査基準・審査ガイドライン				管轄官庁 ()内は職員数				産業財産権の出願・登録件数 (指定のない限り2015年の件数)						
	パリ条約	TRIPS	PCT	マドリッド協定	ハノーヴ協定	PLT	TLT	GCC	特許法	実用新案法	意匠法	商標法	特許	実用新案	意匠	商標	特許出願件数	特許登録件数	実用新案出願件数	実用新案登録件数	意匠出願件数	意匠登録件数	商標出願件数	商標登録件数	
GCC	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	1,982	662	×	×	×	×	×	×	
トルコ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13,958	10,100	3,583	2,767	8,896	9,225	110,679	83,027	
イスラエル	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	6,904	4,496	×	×	1,532	1,744	10,453	7,611	
イラン	○	×	○	○	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	14,279	2,936	×	×	11,856	4,150	62,944	19,346	
UAE	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	1,753	177	2	—	813	123	20,321	19,040	
バーレーン	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	193	—	—	—	64	38	7,640	4,221	
クウェート	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	228	—	×	×	310	—	13,051	7,670	
オマーン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	328	328	2,061	2,115	
カタール	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	×	○	○	482	—	×	×	×	×	7,608	6,533	
サウジアラビア	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	2,406	763	×	×	824	869	18,254	18,631	
ヨルダン	○	○	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	335	83	×	×	117	87	7,487	5,803	
エジプト	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,081	472	—	—	1,958	922	20,143	9,811	

○加盟 ×未加盟

○制度あり ×制度なし

○あり ×なし 一情報なし

○あり ×なし 一情報なし

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 知的財産権に関する法律は、2016年12月末日に法改正されて知的財産法に統一され、又は公開の有無の情報なし。

※2 現在審査を実施していない。

※3 特許出願の受理を行っていない。

※4 事実上運用されていない。

※5 登録手続きが存在しない。

※7 2014年の件数

N. 概括表 特許(I) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の設定	方式審査	実体審査
GCC	製品、工業的方法又は製造方法	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利（物の製造、使用、販売、輸入、販売、販売のための貯蔵をいう。）	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書（クレーム、要約、図面）	○	○
トルコ	産業財産権の範囲で保護に適合と認められる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を防止する権利（物の発明の場合、専らとは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。）	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	○
イスラエル	・発明であって、あらゆる技術分野の物又はプロセス ・新規かつ役立つものであり、産業上の利用性があり、進歩性を有するものの特許性のある発明	出願日から20年	自己の特許発明を他人が利用することを防止する権利	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	ヘブライ語 アラビア語 英語	国際特許分類 (IPC)	出願書類が提出された日（出願人氏名、手数料）	○	○
イラン	何からの製品又は方法を初めて生み出し、専門性、テクニク、技術、産業等何らかの方向において具体的な問題の解決策を提供する人の精神の成果	出願日から20年	自己の特許発明を実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利（物の製造、輸出、輸入、販売の申出、販売、使用又はその目的のための貯蔵をいう。）	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	ペルシア語 英語	国際特許分類 (IPC)	出願人の身元の証明、発明の簡単な説明	○	○
UAE	物、製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につなぐ公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から20年	・自己の特許発明を利用する権利（物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。） ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利（物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。）	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	製品分類	願書 ・明細書（クレーム、要約、図面） ・手数料	○	○
バーレーン	進歩性を含み、工業的に利用可能である新規な発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利（物の発明の場合、専らとは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。）	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	(未整備)	出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	新規であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利（物の発明の場合、専らとは、その物の製造、輸入、販売の申出、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。）	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (IPC)	出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	新規性、進歩性を有し、産業上利用可能である発明	出願日から20年	自己の特許発明を実施する権利及び他人による専ら実施を禁止する権利（物の発明の場合、専らとは、その物の製造、使用、販売の提供、販売、又は輸入をいう。）	第1国出願日から12月	○※2	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書（クレーム、要約、図面） ・手数料	○	○
サウジアラビア	登録要件を満たす、製品、方法又はその何れかに関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利（物の発明の場合、利用とは、その物の製造、販売の申出、使用、保管又はこれらすべての輸入をいう。）	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書（クレーム、要約、図面） ・手数料	○	○
ヨルダン	技術分野における製品、方法、又はその両方で、当該分野における特定の課題に対する実施可能な解決策となる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利（物の発明の場合、専らとは、その物の生産、利用、販売の申出、販売又は輸入をいう。）	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (IPC)	願書 ・詳細説明（明細書、クレーム、引用文献一覽等） ・要約	○	○
エジプト	工業製品、産業上の方法の応用に関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利（ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いずれかの国で商業化した場合に特許権が消滅する。）	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・詳細説明（明細書、クレーム、(同発明の) 外国の出願書類と審査結果等） ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がカバーしている。

※2 ただし、PCT規則4.17に従っている。

N. 懸待査 特許(2) (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	○	○ ※5	×	○ 公告より3月以内	○ 通知より3月以内	○	×	○ 通知より90日以内に補正可能	○ 通知より3月以内に補正可能
トルコ	○	○	○	○	○	○	○ 方式要件に対するもの	○ 通知から2月以内、裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	○ 意見書提出と補正が可能	○ 通知から6月以内に意見書提出と補正が可能
イスラエル	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○ 通知から4月以内に応答	○ 通知から4月以内に応答
イラン	×	×	×	×	○	×	○	○ 通知より2月以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	○ 通知より30日以内に補正可能	○ 通知より30日以内に補正可能
UAE	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 通知を受けた日から60日以内	○ 裁判所への申立	×	○ 通知より30日以内に補正可能	○ 補正可能
バーレーン	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 査定のお知らせから60日以内に最高裁へ	○	×	○ 通知から30日以内に補正可能	○ 通知から30日以内に補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	○	○	○	×	○	○	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	○ 通知から60日以内に補正可能	○ 通知から90日以内に補正可能
カタール	×	×	×	×	○ ※6	×	○ 公告後60日	○ 通知を受けた日から15日 ※7	○ 裁判所への申立	×	○ 方式審査の通知から15日以内に補正可能	○ 実体審査の通知から3月以内に補正可能
サウジアラビア	×	○	×	○	○	×	○ 請求期間：規定なし、ただし3月という情報がある。	○ 請求期間：規定なし、ただし90日という情報がある。	○	×	○ 方式審査の通知から90日以内に補正可能	○ 実体審査の通知から3月以内に補正可能
ヨルダン	×	×	×	×	○	×	○ 出願承諾の公告から3月以内	○ 決定から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	○ 特許権発行まで補正が可能	○ 特許発行まで補正が可能
エジプト	×	×	×	×	○ ※6	○	○ 出願受理の公告から60日以内	○ 決定通知から30日以内に委員会へ	○ 裁判所への申立	×	○ 補正又は補足の要求から3月以内	○ 応答可能

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がとて、実体審査開始カバールしている。

※2 実体審査料を支払うこと、早期審査を請求できる。

※3 分割できるとの情報がある。

※4 日エ間のPPHが利用可能

※5 法令の規定はなく、運用により実施

※6 分割できるとの情報がある。

※7 3月で運用されている。

N. 特許権・実用新案(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
産業財産権の範囲で保護に適合し認められる考案（特許法の準用）	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類（IPC）	願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から10年	・自己の登録実用新案を利用する権利（物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。） ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利（物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保管、販売又は輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 （革新的なものではない） ・産業上利用可能	アラビア語、英語	製品分類を適用（IPCは使用していない。）	願書 ・明細書（クレーム、要約、図面） ・手数料、など	○	○
産業上利用可能である新規な発明	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を禁止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 ・産業上利用可能	アラビア語	（未整備）	出願費用 ・出願書類	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
発明であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から10年	自己の特許発明の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。）※特許法準用	出願日より12月	○	新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類（IPC）	出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
装置、道具及び設備の構造、構成、製品、製造過程・製造方法、並びに現在使われている同種のもの、に関する追加技術	出願日から7年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利（ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いづれかの国で商業化した場合に特許権が消失する。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性	アラビア語	国際特許分類（IPC）	願書 ・詳細説明（明細書、クレーム、（同発明の）外国の出願書類と審査結果等） ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

N. 概括表 実用新案(2) (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制 度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判 所へ	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から3月以内に応答	-
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	×	×	×	○	×	×	○	○	○	×	通知より30日以内に補正 可能	補正可能
パレーレン	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から30日以内に応答	通知から30日以内に応答
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	通知から60日以内に応答	通知から90日以内に応答
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	補正又は補足の要求から 30日以内	応答可能

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 実体審査料を支払うこと ※2 分割できるとの情報がある
で、実体審査開始

N. 製造業 意匠(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
工業品又は工業品等としての物品の五感で感知される模様	出願日から5年 最長5年まで5年ごとの更新が可能	自己の登録意匠の権利についての特権(実施とは、自己の意匠が使用された物品の生産、市場化、販売、販売の中止、輸入、商品化又はそれらの目的で在庫保持をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性、独自性	トルコ語	国際意匠分類(ロカルノ分類)	・願書 ・図面(又は写真等) ・手数料納付の領収書	○	×
工業品若しくは手段によって物品に施される形状、構成、模様又は装飾的特徴であって、完成した物品において、視覚に訴え、視覚によつてのみ判断されるもの(機能のみによるものは除く)	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人が実施することを防止する権利(実施とは、登録意匠に係る物品の物品に意匠若しくは商標等を応用する又は応用を可能とする意図を持った行為、又はその応用を知らずに行う。)	第1国出願から6月	○	国内新規性、独自性	ヘブライ語 アラビア語(推奨されない) 英語	国際意匠分類	出願書式 図面 出願費用	○	○
線、色彩又は立体的形状であり、工業又は手工業の製品に特別の外観を与えるもの 新規、独自性	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人による実施を妨げる権利(実施とは、物品の製造、販売、輸出、輸入、販売の中止、輸入、販売の中止をいう。)	第1国出願から6月	○	新規、独自性	ペルシヤ語	国際意匠分類	出願書類	○	○
産業又は工業で使用する事ができる革新的な3次元形状である。	出願日から10年	自己の登録意匠の他人の実施を防止する権利(実施とは、製品を製造するために産業用面若しくは意匠を使用、又は販売若しくは使用目的で、産業用面若しくは意匠に関する製品を輸入若しくは保持をいう。)	第1国出願から6月	○	新規、革新的で、かつ産業上又は工業製品として利用し得るもの	アラビア語、英語	製品の分類(ロカルノ分類ではない。)	願書 図面 手数料 など	○	×
線及び色の配置又は彩色された若しくは彩色されない三次元形状を工業的図面又はモデルとみなす。	出願日から10年 5年の延長が1回のみ可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(実施とは、物品の製造、販売、意匠を含む又は本質的に異なる物品の商業目的の輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	独自性、新規性	アラビア語	未整備	出願書式 図面 出願費用	○	○
線又は色の任意の構成又は任意の3次元形状であり、そのような構成物又は形態が、工業製品又は手工業製品に特別な外観を与え、産業又は手工業品の形態(pattern)として役立つことができ、視覚に訴え、判断される物である。	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、物品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性	アラビア語	国際意匠分類	出願書類	○	○
3次元の具体物、描画、図形又は写真	出願日から10年	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(利用とは、登録意匠を含む又はその製品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規であり、かつ、これを既知の工業意匠から区別する特徴を有する。	アラビア語	国際意匠分類	願書、明細書、図面、手数料、など	○	×
法第2条で定義される意匠又は工業モデル	出願日から15年	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(実施とは、登録意匠を付した物品の生産、輸入又は販売をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性がある工業意匠であること	アラビア語、英語(アラビア語以外の場合)	国際意匠分類	・願書 ・図面 ・意匠に係る物品の種類 ・意匠の区分/分類	○	○
線又は立体的の組合せ	出願日から10年である。所定の手続により5年延長される。	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(利用とは、自己の登録意匠を付した製品の使用、製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性 産業上利用が可能	アラビア語	国際意匠分類	・願書 ・意匠(又は見本)	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

N. 概括表 憲匠② (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密意匠	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	-
イスラエル	×	×	×	○	○※3	×	○	○	○	○	決定から3月以内	決定から3月以内
イラン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	通知から30日以内に訂正を求められる。	通知から30日以内に訂正を求められる。
UAE	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	通知より30日以内に補正可能	-
バーレーン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	補正可能	補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	通知から60日以内に補正が求められる。	通知から60日以内に補正が求められる。
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	通知より90日以内に補正可能	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	通知あり
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	補正可能

○制度あり ×制度なし -情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

※3 分割できるとの情報がある。

N. 登録商標 (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類 (2016年12月時点)	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
文字・商品形状等で、印刷により刊行及び複製可能なものから構成された、自己商標識別のための商標	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一の商標の指定商品・役務での使用、登録商標と混同の恐れのある商標の使用、又は登録商標の範囲には該当しないが周知の登録商標の評判を利用して不当な利益を得る若しくは害するおそれのあるものを使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	トルコ語	国際分類 (第10版) ※1	・願書 ・商標見本 ・商標が使用される商品・役務のリスト ・手数料納付の領収書	○	○
2次元または3次元の文字、数字、単語、図案又は記号、又はそれらの組み合わせ、及び音響、触覚、芳香	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標が付された商品及び役務との間で混同を起さず使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ヘブライ語 アラビア語 英語	国際分類 (第9版)	出願様式 出願費用	○	○
視覚的標識	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一の使用、当該商標と類似した商標の使用、又は当該商標と類似した商品・役務との間で混同を起さず使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ペルシャ語	国際分類 (第9版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別力を有する形態を備えた任意のもの (音声も対象)	10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を使用し、又は類似の商標を排他的に使用する行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (10版) ※1	願書 手数料 委任状、など	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一、類似又は関連がある商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商標に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別性 (音、匂い、味も対象)	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商標に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	固有の形態	アラビア語	国際分類 (版、不明) ※1	出願様式	○	○
視覚的に認識可能で、製品を区別することができるすべての明確な標章	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標の使用、登録商標と混同を起さず使用をいう。)	6月	×	固有の形態	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	願書 手数料	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる商標	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商標に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	願書 手数料 委任状により サウジアラビア領事館により 署名、認証された委任状 (代理人による場合)	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と混同を生じるほど同一又は類似の商標の使用をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版)	願書 商標	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を使用許諾をする権利	第1国出願から6月	×	自己商品識別性 使用又は使用予定	アラビア語	国際分類 (第10版)	願書 商標の画像 標章	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 保護の例外あり

N. 概括表 高標② (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する 制度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	○	×	×	—	○	×	○ 公告から3月	○	○ 裁判所への申立	×	不備がある場合に補正命 令	補正可能という情報があ る。
イスラエル	○ 慣行として 実施	×	×	×	○ 分類の分割	×	○ 公告から3月	○	×	×	所定の期限内に応答可能	所定の期限内に応答可能
イラン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から2か月以内	通知の日から2か月以内
UAE	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から60日以内	補正可能
パレーレン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
クウェート	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	通知された日から90日以 内	通知された日から90日以 内
オマーン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から90日	○ 裁判所への申立	×	×	通知を受領した日から60 日以内	通知を受領した日から60 日以内
カタール	×	×	×	×	×	×	○ 公開から4月	○	×	○	補正可能	補正可能
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	×	補正又は修正が可能	補正又は修正が可能
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	○	不備がある場合に補正命 令	補正可能

○制度あり ×制度なし —情報なし

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の審査運用の実態
および審査基準・審査マニュアルに関する調査研究 報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>